

各 市 町 村 長 殿

(障がい福祉主管課)

福 岡 県 福 祉 労 働 部 長

(障がい福祉課障がい福祉サービス指導室)

令和 2 年度障がい者（児）福祉施設整備に係る補助協議について（通知）

障がい福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御配慮をいただき、深く感謝を申し上げます。

標記整備については下記のとおり協議を受け付けますのでお知らせします。

つきましては、貴市町村内において整備が予定されている施設の事業者に対し、本通知に基づき、協議書を提出するよう貴職から指導をお願いいたします。

## 記

### 1 協議対象

別添 1 「令和 2 年度障がい者（児）福祉施設の整備方針について」に基づく施設整備

(注 1) 別添 2 「令和 2 年度協議対象とする事業」及び別添 4 「協議書における留意事項」の条件を満たすこと。また、別添 3 「協議対象となる整備区分」に該当すること。

(注 2) 国の予算の制約があり、必ず採択されるものではありませんので、御了承願います。

(注 3) 今後の国庫補助制度の改正により、補助対象等が変更される場合がありますので、申し添えます。

### 2 提出資料

#### 【紙媒体での提出】

別添 6 「令和 2 年度障がい者（児）福祉施設協議様式」を 2 部

(1 部は管轄の県保健福祉（環境）事務所、1 部は県障がい福祉課障がい福祉サービス指導室に提出)

#### 【電子媒体での提出】

紙媒体提出資料のうち、「社会福祉施設等施設整備協議提出書類一覧表」の「電子データ」欄に○が記された資料のデータ

(注 1) 添付書類の「市町村長意見書」は、別添 5 「市町村意見書における留意事項」を踏まえて作成してください。

(注2) 今回は令和元年度の国庫補助協議書の様式で提出いただきますが、令和2年度の国庫補助協議書の様式が判明次第、新たな様式で提出を依頼する場合があります。

### 3 提出方法及び提出期限

#### 【紙媒体】

提出先：管轄の県保健福祉（環境）事務所及び県障がい福祉課障がい福祉サービス指導室

提出期限：令和元年9月27日までに提出（必着）

#### 【電子媒体】

提出先：県障がい福祉課障がい福祉サービス指導室

提出方法：電子メール（[shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp)）

提出期限：令和元年9月27日までに提出（必着）

※ 事前相談及び県障がい福祉サービス室への書類の提出については、予め電話にて御連絡ください。

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和元年10月以降	補助協議に対する施設ヒアリング、現地調査
令和2年2月頃	県が国庫補助協議の対象とする（しない）ことの通知
3月頃	国庫補助協議
7月頃	補助内示する（しない）ことの通知
7月以降	交付申請 → 交付決定 → 事業着手（年度内完了）